

第45回鴨川府民会議

1 日 時 令和元年6月14日（金）午後1時30分から午後4時01分まで

2 場 所 ルビノ京都堀川地階 平安の間

3 出席者

・公募、有識者メンバー

金田章裕（座長）、川崎雅史（副座長）、新川達郎（副座長）、久保明彦、
小林明音、齋藤朱未、澤健次、杉江貞昭、諏訪亜紀、田中真澄、田端俊三、
土居好江、戸田圭一、中村桂子、西山直美、野崎隆史、日比野敏陽、藤井小十郎、
丸尾正子、宮下勲、宮元亜紀、森井一彦、吉川舞

（敬称略、座長・副座長除く、五十音順）

・行政メンバー

京都府：星野欽也（京都土木事務所長）

・事務局（京都府）

河川課、都市計画課、京都土木事務所、水産課、観光事業推進課 各関係職員

・一般傍聴：1名

・報道機関：2社

〔午後 1時30分 開会〕

1 開 会

○青山（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

それでは、定刻となりましたので、ただいまから、第45回鴨川府民会議を開催いたします。

私、本日の進行役を務めさせていただきます京都府河川課の青山でございます。どうかよろしく申し上げます。

メンバーの皆様には、足元のお悪い中、お集まりいただきましてありがとうございます。

座って失礼いたします。

なお、本日は、稲垣知沙様、島田文義様、二條雅荘様、柁木良子様は欠席と伺っております。また、副座長の川崎先生は所用で遅れて来られると聞いております。

次に、本日出席の行政メンバーを紹介いたします。

京都府京都土木事務所長の星野欽也でございます。

○星野（京都府京都土木事務所長）

星野でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○青山（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

なお、京都市河川整備課の杉田課長におかれましては、急用により欠席との連絡をいただいております。

また、本日は、京都市建設局土木管理部の橋りょう健全推進課長、藤井豊様にもご出席いただいております。

○藤井（京都市建設局土木管理部橋りょう健全推進課長）

お世話になります。

○青山（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

その他、関係職員が出席しております。

それでは、お手元の資料の確認をさせていただきます。

本日は、資料として、次第、出席者名簿、裏面が配席図になっているものでございます。それと、右肩に番号を振っておりますが、資料1、資料2、資料3、資料4、資料5、資料6、資料7を用意しております。

あと、回収資料といたしまして、鴨川条例セットをお配りしておりますが、回収資料

につきましては、会議終了後、そのまま机の上に置いていただきますようお願いいたします。

不足等はありませんでしょうか。もし不足等がございましたら、会議の途中でもお申し付けいただけたらと思います。

それでは、金田座長、よろしくお願いいたします。

2 議 事

○金田座長

それでは、早速議事に入らせていただきたいと思います。

本日は、お手元の次第にありますようにその他を入れて7件の議事を準備しております。順番に参りたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず最初に、令和元年度の鴨川等の整備についてです。

昨今の豪雨がひよっとしたらまたやって来るかもしれないという季節になってしまいましたが、工事を進めていただいている所のご説明をして、ご意見などがあれば承りたいと思います。

それでは、議事の（1）について、事務局から説明をお願いします。

○細井（京都府京都土木事務所河川砂防室長）

失礼いたします。京都府京都土木事務所河川砂防室長をしております細井でございます。

1つ目の議事、令和元年度の鴨川等の整備についてにつきまして説明をさせていただきます。失礼して、座らせていただきまして説明させていただきます。

資料につきましては、お手元に配付されております資料の中で右肩に資料1と振っております、クリップ止めをしておりますカラー刷りの資料、3枚物をご覧くださいながら説明させていただきます。

まず、1ページ目でございます。

鴨川・高野川 令和元年度整備予定内容ということで写真等を付けております。

鴨川・高野川では今年も整備を予定しております、まず、河川整備計画に基づく河川改修について説明をしたいと思います。

写真につきましては、右側一番下に⑤と書いております最下流部、京川橋～桂川合流点付近でございます。ここにつきましては、昨年度に引き続き河道掘削、低水護岸整備を実施する予定でございます。

あわせて、写真につきましては左の一番下でございますけども、④鳥羽大橋下流付近でございます。ここにつきましても、高水護岸整備を実施する予定でございます。

続きまして、災害復旧事業でございます。

写真につきましては、左側下から2番目の写真をご覧いただきまして、③でございます。場所につきましては出町橋の上流左岸、それと荒神橋上流の右岸でございます。いずれにつきましても昨年、平成30年度の7月豪雨により被災した箇所ございまして、今年度護岸修繕を予定しております。

写真、右側の上から2つ目でございます。ここにつきましては三条大橋下流左岸、番号⑦でございますけども、先日、石積み護岸にクラックが確認されております。現在、応急対策として大型土のう設置を行っているところでございまして、今後詳細調査を実施した上で対策工法を選定し、秋以降に抜本対策を行う予定でございます。

その反対側、右岸側でございますけども、左側中段に小さい写真を付けておりますけども、ここにつきましては現在災害復旧工事を鋭意実施しておりまして、少し工程が遅れているところでございますけども、来週末には流水部の工事を完了すべく鋭意施工しているところでございます。

続きまして、修繕工事でございます。

写真につきましては右側一番上、⑥でございます。高野川でございまして、八瀬小学校・中学校の上流部で、写真にございますように河床変動等によりまして護岸が崩壊しております。その部分の修繕を実施する予定でございます。

続きまして、⑧、写真につきましては右側の下から2番目、これは白川でございます。場所は巽橋の下流部でございまして、ここにつきましても護岸欠損、あと基礎部の浮きが見られますので、修繕工事を予定しております。

続きまして、写真は左の一番上でございます。①でございまして、柘野堰堤付近でございます。ここにつきましては昨年度も浚渫を実施しましたけども、引き続きまして堆積土砂の撤去を実施する予定でございます。

それと、左側、上から2番目、②でございます。葵公園のイメージ図を載せておりますけども、ここにつきましても樹木整備を予定しておりまして、後ほど個別に詳しく説明をさせていただきます。

以上が1ページ目の説明でございます。

めくっていただきまして、2ページ目でございます。

鴨川公園（葵地区）の整備についてということで、1枚物の資料をお付けしております。

葵公園につきましては、昭和15年に寄附を受けまして京都府が整備したものでございます。これまでに鴨川公園葵地区整備計画に係る意見聴取会議、これは平成28年度から29年度にかけてでございますけれども、で検討いただきまして、鴨川公園葵地区整備計画を策定したところでございます。その計画につきましては、平成30年6月の府民会議でご報告を行っております。

整備内容につきましては、クロマツなど歴史的な樹林を活かした景観形成、明るく開放的な広場と園路整備などとしておりまして、この計画を踏まえまして現在詳細設計を実施しているところでございます。

今年度につきましては、写真の中ほど、左側を見ていただきますとイメージがお掴みいただけるかと思うんですけども、鬱蒼としております公園を明るくするために樹木整備を予定しております。公園全体で約200本の樹木がございますけれども、そのうちの4割から5割の樹木について伐採や移植などを予定しているところでございます。クロマツやエノキなどの巨木につきましては残しまして、中低木を中心に伐採等を進めるところでございますけれども、クロマツにつきましても、近接し過ぎていて生育環境が競合するものなどにつきましては一部整理を予定しております。

具体的な樹木整備の内容につきましては、風致地区でもありますために京都市さんなど関係機関の皆様と協議をし、決定することとしておりまして、実際の伐採等は秋以降に予定をしているところでございます。併せて、今年度はトイレの実施設計も予定しており、年度内に実施をする予定でございます。

以上が2ページ目の説明でございます。

めくっていただきまして、3ページ目でございます。

鴨川の園路整備についてでございます。

真ん中ほどに少し細かいんですが図がございます、この図面の左側が南側になります。一番左側が五条通、五条大橋付近でございます、一番右端が仏光寺通付近、鴨川の右岸側の園路を示している図面でございます。

園路整備につきましては、先ほど申しました鴨川右岸の園路整備につきまして順次整備を進めておりまして、五条大橋付近まで整備が進んでいるところでございます。

園路の最南端、この図面でいきますと一番左側でございますけれども、五条大橋付近か

ら上に上がりますのに階段のみとなっております、自転車、車椅子などの通行ができないということから、路面標示、看板等により利用者に案内を行う必要があるというものでございます。五条通付近の階段の写真が左の上側に載せているものでございます。

それで、具体的には直前のスロープがあります仏光寺通付近——図面の右側、引き出し線載せている付近ですけれども——で、この先、自転車、車椅子が通行できないということを示す案内をするものでございます。路面標示、看板なんかのイメージを、向きが逆になっていたりとか横になっていたりとかして恐縮なんですけれども、載せておまして、景観に配慮して色彩なんかを決めているところでございます。

これが園路整備についての説明でございまして、私からの説明は以上でございます。

○金田座長

ありがとうございました。

ただいまご説明いただきました令和元年度の鴨川等の整備についてでございますが、ご質問やご意見はございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○戸田

資料1で今年度の整備予定をご説明いただいたんですが、幾つかの場所は昨年の夏の洪水の時の護岸の被害、その災害復旧やと思いますけれども、こういう護岸の修繕対応の時には基本的に原状の復帰を原則としてされるのか、また何か新たな別の工法とかを用いて対応されるのかということが1点と、あと、白川も入っていますけれども、白川も京都府の河川の管理の管轄かどうか、その2点だけお聞きしたいんですけど。

○細井（京都府京都土木事務所河川砂防室長）

まず、災害における復旧工法のご質問でございますけれども、基本的に災害復旧でございますので原状復旧という形で復旧することを予定しております。

あと、白川の管理につきましては京都府管理の河川でございます。

○戸田

わかりました。ありがとうございました。

○金田座長

他にございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○西山

私は2枚目の鴨川公園葵地区の整備についてというのでちょっと気になっていたんですけども、トイレができて、ああ、よかったなと思っているんですが、入り口って、

丁度この真ん中の2枚重なったところ、横に並んだところの写真で丁度隠れて見えないんですけど、入り口の柵ってどういうふうにされるかとか何か考えられてますかね。

何でそう言うかという、おトイレがきれいになってみんなが使えるようになって、結局、前回のお話でもあったと思うんですけど、自転車が入れないようにものすごい高い、3段ぐらい、言うたら1メートルぐらいの高さの柵とかが、こっちの下鴨神社の参道の方にはすごい柵というか、木のウッディーな感じの柵があって、こっち側の丁度隠れた歩行者のところのマークの下ら辺に入り口があるんですけど、結局ここも入りにくかったという話じゃなかったでしたっけ。

確か、おトイレってきつときれいにしてくださるんだろうなと思って、身障者のやつも造ってくださるんだろうなと思いますけど、結局入り口が入れへんかったらベビーカーも通れへんし、車椅子も入れへんかったら意味ないから。やっぱり子供を連れて行ったり、おじいちゃん、おばあちゃんを連れて、一番お出かけする時って何が今、私が家の主婦として考えるとしたら、おトイレをちゃんとどこで確保できるかというのを、おじいちゃんたちのプライドとかもあるし、確保してから私はお出かけするようにはしてるから、入り口、この一番下の整備はすごいオープンスペースという感じになってるけど、実際結構入れへん、入りにくいなというのが、私。子供を育てていて、私は体が大きいのでベビーカーごとがあつと持ち上げて入った記憶があるんですけど、そこも一緒に考えていただけたら。

確か裁判所の方からはちょっと入れるような気がするんですわ、3カ所あって。でも、一番この道、ここら辺の方はきっとよくおわかりやと思うんですけど、通らるメインストリートというのがこっち側なんですよね。丁度この入りにくい方の入り口。自転車が入れへんようにすごい考えられてされたというのはわかるんですけど、また、トイレをきれいに身障者用とかもきつと造ってくださったり、ベビーの対応のやつをしてくださるんだったら、一緒にそれもまたご検討いただけて、入ったわ、出られへんは困るので、できるだけ川に近いところで考えていただけたらなというのだけ、ちょっとすいませんが言わせてください。

以上です。

○金田座長

ありがとうございます。

何か……。

○細井（京都府京都土木事務所河川砂防室長）

現在、詳細設計を実施しているところでございまして、そういうお声があるというのもお聞きしておりますので、利用しやすい形で検討してまいりたいと考えております。

○金田座長

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○宮下

質問みたいな形になるんですけども、1番の柘野地区の土砂の撤去というのがありますけども、これは現地研修で行った所だと思うんですね。大変多くの土砂が堆積していたのを見たんですけども、1つ、堆積した土砂はどのようにされるのかということ。ちょっと個人的な興味と、それともう1つ、これで解決という訳にはいかないんじゃないかなど。また同じようなことが引き続いて何年か後に起こるんじゃないかなどという危惧はしているんですけども、その辺の見込みとか、あるいはそれに何か対策というのがあるのかどうか。結局もうちょっと上流に何か工夫をしないと同じようなことがまた起こってくるんじゃないかなどというような懸念がするんですけども、その辺の見解をお聞きしたいなと思います。

○金田座長

お願いします。

○内田（京都府京都土木事務所技術次長）

技術次長、内田でございます。

まず、柘野堰堤でございますが、ここにつきましては、鴨川の市街地部の最上流部の所で大きい堰堤を造って、この所で流れてくる土砂を安定させるということで、ここで一定の土砂の堆積というのは、ある程度もともと考えられているものなんですね。

近年、平成25年の大きい出水がありまして、どっと土砂が出てきて溜まってしまっているという所がございます。これをその都度取れば確かによろしいんですけども、実際大量の土砂が出てきますと、これの処分もものすごい費用がかかるということもございまして、順次取って行っているというのが実情でございます。今かなり溜まっている所は少しずつ取ってまいります。

○宮下

そうすると、平常な状態だったらそんなに心配しなくてもいいという解釈でいいんで

すね。

○内田（京都府京都土木事務所技術次長）

はい、そうですね。ただ、今、実際は少し溜まりぎみになっているのは確かでございます。

○宮下

それと、土砂をどのようにするのかなど。

○内田（京都府京都土木事務所技術次長）

土砂の上流ですか。

○宮下

いや、その土砂の処理を。あと、何かに利用されるのか、どこへ持って行ってどのように。

○内田（京都府京都土木事務所技術次長）

土砂につきましては、現在のところ、残土処分という形で、ここで掘削した土砂を城陽の山砂利跡地に持って行ってございまして、跡地利用ということで有効利用しているというふうな形になります。

○宮下

わかりました。

○金田座長

いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○澤

今年もまた大きい工事がいろいろあると思うんですけど、今まだ三条なんかは工事が続いていて、例年ない出水期まで工事がかかってしまうという状況になっていると思うんですけど、三条の今工事している対岸側の方も、この間ざっくり説明は聞いたんですけど、こちらもまた来年というか、今年同じ規模でやらはるのかなと思うんですけども、そのタイミングとか、うちも当然漁業組合として漁期とかの問題もあるので、そういうのにかぶらないように十分注意してもらいたいと思うのと、三条の堰堤でこの間も工事現場をずっと見ていて、その時にオオサンショウウオが出てきて、やっぱり天然記念物とかが現実に棲んでるんですよ。ほんで、それは動画とか写真も全部撮ってあるんですけども、あの場所を今年工事が終わってからも1回ちゃんと調査されて、そういう天然記念物なんかがいるというのを十分理解した上で、どういう工法をされるかとか、そ

の辺も注意してやってもらいたいなど。前回の時も工事前にそういうことはなかったの
で、1回そういうことも検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○内田（京都府京都土木事務所技術次長）

ありがとうございます。三条の所につきましては、本当に漁協さんの方にはご迷惑、
ご心配をおかけして大変申し訳なく思っております。

対岸の工事につきましても、現在は応急復旧ということで、これ以上崩れないように
するというので、護岸の下側に大型土のうを積んでとりあえず止めるということにし
ております。また、出水期が終わった秋以降に基本的には積み直しになると思いま
すので、右岸側でやっている同様のイメージの工事をさせていただくということになり
ます。また、ご相談なりさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願
いいたします。

また、上流側の所につきましては、確かにオオサンショウウオがいるという話は以前
からございますし、そういった点につきましては、文化財保護法に基づいて適切にオ
オサンショウウオを上流側に移動するとか、そういったこともしながら、そういう環
境なんかについてもできる限り配慮してやってまいりたいと思います。

○金田座長

ありがとうございます。

他にいかがでしょう。はい、どうぞ。

○田端

失礼します。資料1の1ページなんですけど、非常に工事をされているのが多いな
というのがイメージなんですけども、これだけの工事にかかっているということは災害
が多かったと思うんですけど、この災害に関して、今までおそらく土木事務所は
いろんな蓄積されているデータがあると思うんですけども、これはやっぱり多い
方なんですか。それとも、こんなもんやろうということなのか、それとも、危
機感を持ってはるのかというのをちょっとお聞きしたいと思いまして。

○内田（京都府京都土木事務所技術次長）

ありがとうございます。正直申しまして、危機感を持っております。

最近、災害が多くなってございます。京都土木管内でいきますと、昨年度、
平成30年度は65カ所ございます。鴨川自体は3カ所ということでございました
が、雨の降り方も厳しくなっておりまして、災害が起こっているという状況で
ございます。

鴨川につきましては、平成25年とか大きい出水を何度も経験いたしまして、特に落差工が一部欠損していたり、全体に河床も下がっておりまして、基礎の根の部分が現れているというふうな所があちこちに見かけられる状態でございます。そういった点につきましては、私ども、本当に危機感を持っておりまして、応急的に直ちに対策を講じなければならない所、あるいは計画的に順次対策を講じなければならない所と、そういった所を区分いたしまして対策を講じていきたいと考えております。今年度もしっかり現場を見ながら考えて、進めていきたいと考えているところでございます。

○田端

ありがとうございました。

○金田座長

はい、どうぞ。

○杉江

丁度この鴨川の護岸の方が、昭和10年の大洪水以降、十数年かかって今の風貌になった訳ですけど、そこから約七十数年経ってるでしょう。結構弱っていると思うんですよ。ですから、これを機に、もちろん今、緊急に復旧工事は大事やと思うんですけども、それ以外に他の箇所も総点検してもうたらどうかと思いますので、よろしくをお願いします。

○内田（京都府京都土木事務所技術次長）

どうもありがとうございます。今回も出水期前に鴨川を職員が歩きまして点検もしておりますが、おっしゃっていただいたことを重く受けとめまして、点検なり今後の進め方を考えていきたいと思えます。

○金田座長

他にいかがでしょうか。

どうぞ。

○中村

失礼します。鳥類保護連盟の中村と申します。

天然記念物のオオサンショウウオもですが、京都府の準絶滅危惧種にイカルチドリという、鴨川はチドリのシンボルで有名なんですけど、イカルチドリという鳥が現在柘野から桂川の合流地点までの間に10つがい以上繁殖しています。それで、今が丁度季節なんです。それらの鳥もカラスに襲われたり、1回大雨が降ったら卵もひなも全部流れてしまうという、そういうふうな大変な気候変動の中で生きているので、できましたら

皆さんも温かい目で見えてやってほしいなと思います。

それと、犬を放されるのが、本当に放された状態を見ているのがつらいです。中州へ犬が入っていくのを見ているのが大変つらいところです。

それと、この間、鴨川リレー探鳥会って、丁度源流から合流地点までをずっと毎年やっています、19年になるんですが、この間、竹田橋から下流、鳥羽大橋までの間をずっと歩いてバードウォッチングをしたんですが、仕方がないと言えばやむを得ない、ここまで手が届いていないんだと思うんですが、ベンチの一つももちろんないし、トイレはないし、トイレなんかはいろんな事情があって仕方がないのかなと思うんですけど、ベンチも全くないし、あまりにも上流と違うなというので、できたらそういった方の整備も合わせてぜひお願いしたいなと思います。

以上です。

○内田（京都府京都土木事務所技術次長）

ありがとうございます。

イカルチドリのお話でございますが、私どもも環境に配慮した整備なり管理をしていかなければいけないと思っておりますので、また、私どももそういった情報を知らないところもございまして、分からないままですと、申し訳ないですけど対応がまずいということもございまして、そういった情報もいろいろ教えていただきましたら、我々もできることをやりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○中村

バードウィークの時に毎年、「野鳥からのお願い」というチラシを配らせていただいとると思うんです。この時期にはこういう鳥が繁殖していますよというふうなね。それなんかも参考にさせていただくなり、鳥のことでしたら当会の方に聞いていただいたらいつでも適切な情報をお届けできると思います。よろしくお願ひします。

○内田（京都府京都土木事務所技術次長）

ありがとうございます。ぜひアドバイスをお願いしたいと思ひます。

それから、下流側のベンチ等の整備でございますが、下流側の方も、府の方でも京川橋の上流とか、それから陶化橋の上流部分ですとか、部分的にはなるかもしれないんですけども、園路ですとか公園的な整備というのもさせていただいている分もございまして、引き続き、全体一遍にというのはなかなかできない所がございましてけれども、そういったものもできるものは考えていきたいと思ひます。

○金田座長

あと、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○諏訪

勉強のために伺いたいんですけども、災害の頻度が増しているということで、予算という面でどのように対応なさっているのかというのを後学のために伺いたいです。つまり財源を毎年度確保されていると思うんですけども、予想を上回った支出というのが発生した時にどのように対応されているのか、また、危機感をお持ちということですので、今後そういった緊急的な対応時にどのような対策を予算的な観点からとられているのか、教えていただければ幸いです。

○内田（京都府京都土木事務所技術次長）

まず、災害時の緊急発生した場合の対応ですけども、ある程度規模の大きい災害になってまいりますと、国の方で災害復旧事業ということでかなりの補助率ですね、確か8割程度だったと思うんですけど、国の方でそういった予算の手当てはしていただけます。災害復旧事業は災害が終わった後、一月か二月ぐらいで現地の方に災害の査定官と、それと財務省の立会官が現地に来まして、この現場ではこういう工法で復旧をするというふうに私どもが申請しまして、それについて了解をいただけましたら、その場で国の方でお金の手当てをしていただけるというものがございます。それにつきましては、基本、原形復旧ということで、今あるものを直す時には、災害復旧時には原形復旧というのが基本になります。

それ以外にも、小さいものが出てきますと、それらにつきましては府の方の単独費等で予算を確保してやっている場合もございます。

また、最近では、国の方では強靱化の関係で、3カ年ですけども国全体での予算を増やすということもやっただいていただいているところでございますので、京都土木の方でも、それは改修系も含むんですけど、昨年度と比べると1.4倍ぐらいの予算もついておりますので、予算はある程度確保している状況で滑っていくという状況でございます。

○諏訪

ありがとうございます。

○金田座長

他にいかがでございましょうか。

どうぞ。

○丸尾

鴨川公園のことについてなんですが、秋以降に木の伐採なんかを整備することを実施するとおっしゃいましたが、時々あそこ、ちょっと気になって、それまでは鬱蒼としてちょっと怖い感じやったのであんまりあそこの中を通ることはなかったんですけど、この会議に出席させていただいてからたびたびあそこを通るようにしております、松の木の本当に倒れかかっているような松もありますし、テープみたいなものが巻きつけてあるのが何本か目立ってありまして、多分その巻きついているのを切るか、どこかに移すかの目印にされているのかなと思ったりもしているんですけど、ここは本当に災害がとて多いですので、秋以降じゃなくて台風が来るまでの、秋よりかもっと前に、私が見ても危ないと思うような松が何本かありましたので、それはちょっと早目に、それだけでも早目に切るなりしていただけたらいいかなと思います。

それと、もう1つは、あそこの公園の名前なんですけれど、この資料1の方で見ましたら、②番の所に「葵公園」と書いてあるんですね。それで、その次の所には「鴨川公園の整備について」と書いてあるんですが、公園の名前というのは決定事項なんじゃないかな。それがもし決まっていなかったら、京都市民でみんなで公募みたいな形でしていただくとみんなの関心もそこに集まりますし、大阪なんかに行きますと、ミナミの難波の辺ですと、住んでいる人たちが勝手に三角公園とか何とか公園とかおもしろい名前を付けて、若い人たちのちょっとデートの待ち合わせ場所になったり、すごく親しみやすい名前でもみんな楽しんでいるので、京都でも皆さんから公募して、クロマツ公園とか何かもうちょっと砕けた名前の、京都らしい公園の名前にされたらいいんじゃないかなと思っております。

それと、もう1つ、これは余計なことなんですが、公園の中に目玉の松ちゃんの銅像がありますが、あれのことをもし何かご存じの方があつたら。とても気になるんですけど。後ろ側の説明のあれもちょっとわかりにくくて、どうしてあれがあそこにあるのか。

以上、3点のことをちょっとお聞きしたいなと思っております。よろしく願いいたします。

○金田座長

はい、どうぞ。

○山下（京都府京都土木事務所河川砂防室副室長）

京都土木の河川砂防の山下と申します。

まず、葵公園の名称なんですけれども、昭和15年にいろいろな、国からも土地を分けていただいたり、個人の実業家さんの寄附とかを得て、その当時から葵公園という形で名称は決めております。

○丸尾

鴨川公園というのは……。

○山下（京都府京都土木事務所河川砂防室副室長）

はい。それで、昭和26年に、鴨川も一応、都市公園という形で、鴨川緑地という形で範囲を拡大した時に、葵公園も含んだ形で指定をかけております。なので、一応歴史的にももともと葵公園という形なので、今回名称とかにつきましてはこのままいかせてもらおうかな、新たに変えるというよりも、一応歴史がございますので、そういう形でしていきたいなと思っております。

あと、樹木の伐採につきましては、おっしゃるとおり台風シーズン、去年も非常に倒れて被害が出ている所で、三井別邸とかの方に倒れたり、向こうから倒れたりとかもありましたので、おっしゃってはる所でもう一度点検をしていきたいなと思っております。けれども、やはり樹木の伐採ですので、広報とかもしっかりしていきながら進めていきたいなと思っておりますので。一応樹木の健全度は、調査は1度しているんです。

○丸尾

巻きついてるテープは……。

○山下（京都府京都土木事務所河川砂防室副室長）

伐採予定として、候補としては当然選んでいますし、また、おっしゃるとおり細い松の木とかは伐採の方向でさせてもうてますので、時期的なものは再度、もう一回そういった目で見ながら現地の方は確認しつつ、ただ、大々的に4割から5割ぐらいの伐採とか移植とかを考えておりますので、基本はやはり葉が落ちた時とか冬場が適切かなとは思っておりますので、その辺はもう一度おっしゃっていただいた目で見ながら対応を考えたいなと思っております。

あと、最後、目玉の松ちゃん。日本の映画界の最初の大スターという形で、もともと京都出身やったかなと思いますけれども、府営住宅とかに対して寄附をしていただいた。50歳で亡くなられたんですけれども、そういう形ですごく京都府に対して寄附等で府営住宅の整備とかをしていただいた関係で、京都府であの像は設置させていただいております。

いろいろと保存会とかも、多分お孫さんの旦那さんとかがああのはされているようですけれども、もう少し明るい場所とかの移設とかも、過去にはそういう要望も、府庁とかに移したらどうやとかそういうこともありましたけれども、今回公園整備に当たって、少し奥まって、トイレにも近くて目立たへん所にあるかと思えますけど、もう少ししっかりとその辺もアピールしながら、やはり鬱蒼としている公園をもう少し明るくしながら、そういう歴史的な遺産というか、そういったものもしっかりと活用しながらアピールもできたらなと考えております。

以上です。よろしいですか。

○金田座長

どうぞ。まだありますか。よろしいですか。どうぞ。

○杉江

私は今の目玉の松ちゃん、尾上松之助ですけども、像はもともと、今はもちろん映画の発祥は太秦というあたりになってはいますが、以前は実は下鴨の所に撮影所がございました。その時、松ちゃんが、あれはトーキー映画の時代ですわ。銅像は、あれは確か今の前の誰やったかな、寅さんの時代に建てはったものですけども、だから、そもそもが下賀茂の撮影所があった時に映画の発祥も兼ねたということはちらつとは先輩から聞いておるんですけどもね。そんなんで、その後に太秦の方に全部移転したというようなことを聞いておりますので、そういう歴史的なこともあったし、それと、今の京都府に結構寄附をなされたということも僕も聞いておりましたし、できたら今後、整備に当たって適切な場所で移築してもうたらどうかと、こう思っております。

○金田座長

他にご意見、ご質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これからいろいろご苦労いただきますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事の2番目に入らせていただきます。令和元年度の鴨川等における橋梁工事等についてです。事務局から説明をお願いいたします。

○青山（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

お手元の資料2をご覧ください。

先ほども紹介させていただきましたが、本日は、この資料2に基づきまして、京都市橋りょう健全推進課の藤井課長様に来ていただいておりますので、藤井課長様、どうか

よろしくお願いいたします。

○藤井（京都市建設局土木管理部橋りょう健全推進課長）

いつもお世話になっております。京都市橋梁健全推進課の藤井でございます。

私は、議事（２）の令和元年度の鴨川等におけます橋梁工事等についてというのを説明してまいります。失礼して座らせていただいて、ご説明してまいります。よろしくお願いいたします。

右肩でございます資料２でございます。

令和元年度、今年度の鴨川等におけます橋梁工事箇所という所でございます。

京都市では約2,900橋の橋梁を管理しておりまして、平成7年度から、阪神・淡路大震災を踏まえまして、大きな地震に備えまして、緊急輸送道路に係る橋でございますとか線路や道路をまたぐ橋梁につきまして、耐震補強をスピードアップしてやっているところでございます。

また、建設後、橋をこしらえましてから50年以上経過した橋が非常に多くございますので、老朽化、劣化しているものもたくさんございます。それも合わせまして耐震補強と老朽化修繕を並行して進めることで、効率的、効果的に橋梁を健全化していくというプログラムを作っております。これが下から4行目に書いています「いのちを守る橋りょう健全化プログラム」というものでございまして、平成24年から着手してございます。

今年度の鴨川と高野川におきまして、この橋りょう健全化プログラムに基づきまして実施します橋梁の箇所について説明してまいります。

下にございます図面、略図なんですけれども、北のマークがございませんが、上が北側でして、北側から説明してまいりますと、御薊橋、北山大橋、賀茂大橋、丸太町橋。丸太町橋は今年度から工事に着手する予定でございます。続きまして、この高野川にかかる河合橋でございます。

次のページをおめくりいただきまして、少し河合橋の補修工事の概要をご説明してまいります。

河合橋につきましては、先ほどご紹介もありましたように昭和10年の鴨川大洪水で先代の河合橋が流れたものですから、昭和13年に新たに建設されて、そのまま今も現役で皆さんに渡ってもらっている橋でございます。老朽化が進行しておりますのと、耐震化を進めるというところで、昨年度から工事をしてまいっております。

一般的には既存の橋のまま、既存の橋の耐震、それから老朽化修繕を行うというものなんですけども、この河合橋につきましては現在歩道が1.5メートルという幅でございますので、それをできるだけ広くして皆さんに利用いただけるようにということで、ちょっと下に書いてございますように、現況の1.5メートルから、この歩道の部分を全部取っ払いまして、新たにまた歩道の部分、これを皆さんが車椅子やベビーカーですれ違えるように2メートル幅で今考えておるところでございます。

この拡幅するに当たりまして、実は次の資料なんでございますが、以前のこの委員会でも話題に出ておりましたど根性松と言われるものについてでございます。

皆さんもご存じのとおり、左下の大きな航空写真から見ていただきますと、川端通と交差する北側の歩道の外側にど根性松と言われるものが生えておりまして、この説明には専門用語が書いてございますので、簡単に言いますと、河合橋が石で欄干ができていますので、その石の間から生えておりまして、右側の青で囲っている写真を見ていただいたらわかるんですけども、この石を数センチ押しつけて今生えているという状態で、先ほど申しました歩道拡幅するに当たりまして、一度この欄干は持ち帰って洗浄してまいります。その際に、松も当然裸で出てきますし、なかなかまた何年後かに戻すというのも、非常に松にとってもあまり栄養上も。これだけ育っているということは、ひょっとしたら橋にも少しは栄養があるのかもしれませんが、なかなかも元に戻しますと、またこのように広がっていくということになりまして、これが落ちてしまいますと下を歩いている方にもご迷惑がかかるということで、私どもといたしましては、この鴨川デルタに架かっている橋でもあるということで、このデルタの部分の航空写真でちょっと赤く丸をしてございますけれども、こういったあたりに何とか植樹することができないかということで、今、京都土木さんとお話しさせていただいているところでございます。

この工事につきましては、今年度に、1枚戻っていただきまして、先ほどの橋の歩道拡幅工事でございますとか、それから歩道の拡幅工事でございますとか、道路の舗装の工事というのを含めて工事発注するものですから、この松の我々が移植したいと考えております。移植工事につきましては、令和2年度からの工事になるんですけども、今年度工事発注する前に皆様に一度こうやってご紹介ができればなということで、今日、この会議でお話をさせていただくという機会をお願いしたところでございます。

以上で説明を終わります。

○金田座長

ありがとうございます。

ど根性松の移植も含めてご説明いただきましたが、何かご質問、ご意見などはございませんでしょうか。それでは向こうを先に。どうぞ。

○西山

今、これを見て私は本当に嬉しい気持ちで、この子がこんな小さい、本当にちっちゃい時からずっと10年来見守ってきた者として本当に嬉しいので、松にかわってお礼を言いたいと思います。

○藤井（京都市建設局土木管理部橋りょう健全推進課長）

ありがとうございます。

○西山

本当に、本当に嬉しいなと思って、今、ちょっとうるつとしながら聞いていたんですけども、何かうまいこと植え替えていただいて、人間にも、みんなに、松にもすごくいいようにしていただけたら嬉しいなというふうに、うまくいくといいなと思っています。すいません、一言お礼だけ、嬉しかったので言わせてください。

○金田座長

どうぞ。

○田端

申し訳ございません。橋が何本か架かっている中で、優先順位を付けて多分直されていると思うんですけども、おそらく古い順番とか交通量の順番でやられていると思うんですけども、1つ、去年の大雨が降った時に岡山で、川のおそらく右岸側と左岸側で、水がこっち側はすごいついて、家までついたと、反対側は全然ついていなかったという事例があったと思うんですよ。

それは何が言いたいかというたら、おそらく水が出てきた時に、こっち側は水がかかるよというハザードマップがおそらく出てると思うんですね。京都市さんも出してはると思います。その時に、これはあかんと。避難するのに山の方に逃げるか、極端に言うたら橋を渡って逃げやなあかんと。その時に橋が危ないとなれば渡れないと思うので、その辺の優先順位も含めて、出水した時に、水がつかった時に、ここはすごい水が溜まるから、危ないから橋を渡って逃げなあかん。その時に橋が渡れないと危険やということがないような形の、またその辺の優先順位も考えてもらって、直す順番を決めていた

だいてもうたらどうかなと思いますけど。

○藤井（京都市建設局土木管理部橋りょう健全推進課長）

ありがとうございます。先ほど、最初にお礼をいただきまして、私どもも今のお話をいただきまして、何とか大きく成長するように頑張っていきたいと思っています。ありがとうございます。

それから、優先順位になんですけども、やはり災害が起こった際の緊急輸送道路というのをございますので、それをまず優先しております。それから、線路をまたぐ橋が落ちてしまいますと電車も通れないということで、そういう形で優先しております。また、老朽化修繕等におきまして、地域の中で5年に1度、国の方から点検をすることが法定点検でも決まっておりますので、その点検結果を見ながら点検をして、それをプログラムに反映するという形で健全化を進めておりますので、今のまたご意見も参考に、プログラムをまた更新する際に、1つの意見といいますか、お考えを反映できればと思います。ありがとうございます。

○金田座長

他にいかがでございましょうか。はい、どうぞ。

○川崎

先ほどのど根性松の西山委員のお話でちょっと思いついたんですけども、こちら、左岸側の方というのは、ここは出町柳、柳がずっと、これは人工植林ですけど柳があって、後ろの背景にお寺があって、右岸の方は、これは糺の森の古植生林の中で、正確には原生林ではないんですけど、松というのがこちら側に1本だけ個別にあって、それがもとの森の中へ帰っていくようなイメージで移植されるということだと思うので。

ただ、移植の①から④の中で少しだけ気になったのは、④が、現地に立ってどういう感じになるかですけど、ここの場所というのは景観的にも結構橋が見えて、背景に比叡山が見えて、橋と山との借景というか、京都の1つの橋の景観の文化だと思うんですけども、それが少し見にくくならないかどうかとか。おそらくここは広いのでそんなに問題ないと思うんですけど、できたらおそらく①から③ぐらいの間で検討される方がいいのかなというのを1点だけ思いました。単なる感想なんですけど。

それと、あと、耐震工事というふうにおっしゃられていたんですけど、私もこれ、幾つか加わって住民の方々と一緒に検討会みたいなのをやっていたんですが、武田五一とかがやった文化財的な橋でもありますので、それを丁寧に、植栽1つずつでもどうい

ふうな見え方をするのかとか、照明の色合いとかそういうものも含めて、表立ってはこれは耐震工事なんですけども、景観の整備でも十分含んでいるということをちょっと。

○金田座長

ありがとうございました。

他。どうぞ。

○小林

私も感想なんですけれども、この最後のど根性松という部分で、こんなにちっちゃな種から育った、本来だったら橋に影響を及ぼしそうなものが大切にずっと見守られ、移設にまで至るといふ、このストーリーはすごくおもしろいなという印象を持っています。

私は、景観フォーラムということで景観の立場から思いますと、景観そのものは人間がつくるというものではなくて、何かでき上がっていくものというふうな認識でいまして、日々の暮らしの中で、こんなちっちゃな種でもみんなで見守っていくと日々の中で愛着みたいなものが湧いていって、みんなでその橋とともにこの成長も見守っていくことで、愛情とか大切にしていこう気持ちみたいなものにつながって、それは橋を管理される方も抜くに抜けない状況になり、最後は移築まで至るといふ、景観としてもストーリーがあるようなおもしろい動きの1つじゃないかなと思って、こういったことが日々の中でも大事にされていくといいなと思いました。感想です。

○金田座長

ありがとうございます。

他にいかがでございましょう。はい、どうぞ。

○諏訪

3点ございまして、ど根性松の松の種類が何なのかということと、それから、それは移植しても大丈夫な種類であるかということが1つ。それから、松の種類を先ほど伺ったんですが、ちょっと遠慮していましたが、クロマツというのは伐採しても大丈夫な、明所を好む、明るい所を好む、ちゃんとそこに生息できる種なのか、どのぐらいの照度で一番適正な生息域なのかというところがちょっと勉強不足なので教えていただきたいのと、それから、石製の高欄は一時的に撤去なさるといふことで、ここに関しては景観の関係から、景観的な保全の観点で石の高欄が保全されるのですよねという、3点をまず確認申し上げたいと思います。よろしく申し上げます。

○金田座長

お願いします。

○藤井（京都市建設局土木管理部橋りょう健全推進課長）

ありがとうございます。

まず、川崎先生にはこの河合橋のデザイン検討会議にも委員としても入っていただいて、いろいろお世話になっているところです。今ご提案いただいている移植④につきましては、今ありました景観等のこともあるということで、今後移植先を詰めていく際には、今ご提案いただいたことも含めてまた協議していきたいと考えております。ありがとうございます。

続きまして、この種類なんですけれども、私ども、京都市におります樹木の専門家、樹木医の資格を持っている者と一緒に現場に行ったんですけれども、確認したところではクロマツではないか、もしくはクロマツとアカマツが合わさった混合種というのがあるらしいんですけれども、ほぼクロマツじゃないかということをおっしゃっていました。

こういった所に直立に生えているものではないので、移植するには非常に気をつけねばいけないんですけれども、時期でありますとかそういったもの、それから専門的なことを言うてました。深く水を掘って、松は水はけがいい所じゃないと育たへんので、水はけを確認しながら、そこが適切かどうか確認して植えれば、枯れるおそれは非常に少ないん違うかなという意見をいただいておりますので、何とかそういった形で移植できたらなと考えております。

先ほどありました照度等につきましては、そこまではまだ不勉強ですので、またいろいろ考えていけたらなと思っております。

最終的な石欄干の保全ですけども、資料のA4の鴨川補修工事概要にもございますように、現況と拡幅後も、ちょっとわかりにくいんですけど同じような欄干の絵が描いてございまして、石のものを、これは随分水あかもついていますので、きれいに洗ってもとに戻していきたいという計画でございます。

○諏訪

ありがとうございます。

○金田座長

ありがとうございます。

○川崎

すいません、1点だけ補足させていただきたいのは照度の件なんですけれども、照度

って昼間の照度というご質問でしたか。

○諏訪

すいません。

○川崎

昼間で、鴨川公園の先ほどの鬱蒼とした中の照度が大体8以下なんですね。大体公園の基準って8ぐらい、ルクスの基準なんですけども、夜になっても道路照明なんかだと10、12とか15とか、高くないといけないんですけど、昼間であればこの資料に載っている①から④ぐらいの外の部分であればかなりの照度を持っていますので、10以上は確実にありますので、クロマツはそれほど問題ないと。

○諏訪

ありがとうございます。大変勉強になります。

質問の趣旨は、先ほどの葵公園の部分のクロマツに関して伐採が行われるに当たり、どの程度の照度が確保されるのがクロマツにとって、葵公園のクロマツにとってもよいのかということで、ど根性松は頑張るんだろうなと思いつつながら、葵公園の方の照度、「そんなに切って大丈夫？」という。

○川崎

全く大丈夫だと思います。葵公園だと日中でも10以下で、今度、伐採を4割すればもう少し照度が上がります。上がっても問題ありません。裁判所の所の松だとかも、見ていただいたらわかると思うんですけども、明るくても、それ以上上に上がっても問題ない。むしろ健康になるかもしれません。

○諏訪

その確認だけです。ありがとうございます。

じゃ、この会の内容からちょっと。橋についてということで、荒神橋の話とかしたら、ちょっと今違いますかね。

○金田座長

荒神橋？

○諏訪

はい。

○金田座長

手短におっしゃっていただきましたら。

○諏訪

はい、手短かに。こちらの保護がかかっている橋に関しましては石製が確保されていますけれども、最近荒神橋を通りましたら、改修工事後に、これは一時的なのかわからないんですけども、アルミニウム製の欄干になっているように思えます。もともと荒神橋の原形はどうだったかなというのを検索して出てくると、石製だったのやら何やらという感じがありまして、なぜ荒神橋はアルミ製になったのかなというところを少し伺えたらなと。ちょっと蛇足でございますけれども。

○藤井（京都市建設局土木管理部橋りょう健全推進課長）

荒神橋についてでございますが、荒神橋は写真で見ると石に見えるんですけども、コンクリート製なんです。なかなか水あかなんかがつきまして石のように見えておったんですけども、今現在、アルミといいますか、鋼製のものを付けております。それにつきましては、車の衝突の基準でございますとか、そういったものの基準から、それから、子供が柵のすき間から頭を入れても入らないように狭めたものにするというような基準も工事着手してからできたものですから、その基準のもので、何とか工事というところで現在の欄干を採用したというところでございます。

今お話がありました、もともと石のようなものだったんですけども、そこにつきましては安全を今回は第一優先にしたというところで、ああいった形に改修させていただいたところでございます。

○諏訪

非常に味気ないものになっていっちゃって、京都の景観という観点から、どういった経緯でああいうことになったのか、住民の意思であるとかそういったことをプロセスの中に入れることはできなかったのか、先ほどの景観の観点からもというお話がありましたけれども、残念に思っております。

○川崎

荒神橋の件ですけれども、荒神橋の部分というのは先ほどの石で、防護柵も現状コンクリートでないと強度がもてないので、内側の防護柵というのが絶対に必要になってきますので、これは現状石ではできないんですね。ただし、このアルミの色というのが、色彩であるとかそういうものと、石と調和する一番合うものをいろんなパンフレットの製品の中から選んできているという理由と、それから、もう1つは、アルミの高欄にはなったんですけども、親柱に近い所の少し残せるような石のデザインのところはでき

るだけ残しましょうということで、一部分景観に配慮して、それをアルミにせざるを得ないんですけど、強度的に。これはどうしようもなく、なかなか難しい。石にするとか、またコンクリートにするとか、強度的にできなかったのも、その一部分を残したということは景観的な配慮をしていると思います。

○金田座長

よろしいでしょうか。荒神橋の景観についてもご指摘いただきましたが、いかがでしょうか。橋梁のど根性松についてはさらに応援がありましたけれども、よろしく願いいたします。

それでは、3番目の議事に移らせていただきたいと思います。3番目は、多様な生物の生息域確保のための魚道の設置等についてでございます。これにつきまして、まず事務局から説明をお願いいたします。

○青山（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

京都市の藤井課長さんが退席されますので、どうもありがとうございました。

○金田座長

どうもありがとうございました。

○谷（京都府農林水産部水産課課長補佐兼係長）

失礼いたします。京都府水産課の谷でございます。

私の方からは、お手元の資料3、多様な生物の生息域確保のための魚道の設置等についてという資料に沿いましてご報告を申し上げます。着席をして失礼いたします。

鴨川では、本日も澤組合長さんがお見えでございますけれども、賀茂川漁協ですとか、そういった農林漁業の関係団体や学識経験の方、あるいは一般の市民の方々から構成される「京の川の恵みを活かす会」によりまして、平成23年度、今から8年前になりますけれども、平成23年度から、主にアユの遡上の障壁になっています鴨川の落差工に簡易な魚道を設置する取り組みが継続して行われております。この取り組みにつきましては、当初から京都市さんと京都府が支援をさせていただいておりまして、その取り組みの概要については、毎年鴨川府民会議におきましてもご報告をさせていただいているところでございます。

めぐりまして、2ページ目の下半分にイラストを付けておりますけれども、取り組みの最初は、最下流の龍門堰ですとか今井堰から魚道の設置が始まりまして、この間、平成26年度中に龍門堰が撤去されるなどの変遷を踏まえまして、順次、上流に向かって魚

道の設置箇所を増やしてまいりました。

今年度も、2ページの上半分に写真がございますように、5月の中旬から下旬にかけて、三条と丸太町と荒神口の落差工に魚道が設置されたところでございます。

こうした取り組みの結果、平成28年度以降は、少なくとも出町柳まで、大阪湾から遡上してまいりました天然のアユが到達したということが確認されております。

次のページ、3ページに鴨川へのアユの遡上量の表を付けさせていただいております。この表は、龍門堰あるいは今井堰におきまして、「京の川の恵みを活かす会」の皆さんで実際にカウントされた数をベースに推定された、鴨川にやってきたアユの量というような推定量でございます。

アユの推定量をご覧いただきましたら、1,000尾以下の年もあれば、10万尾を超える年もあるというように、非常にばらつきが多い数となっております。

この表の一番右の欄に、参考といたしまして淀川大堰の遡上量という欄がございます。この数値につきましては、国土交通省の淀川河川事務所さんが大阪湾から淀川への入り口に当たります淀川大堰の魚道を通して淀川にやってきたアユの数を機械で計測された数値をここに入れさせていただいております。

その下のグラフは、その淀川大堰の遡上数と鴨川への遡上数をグラフにしたものでございまして、棒グラフが鴨川、赤い折れ線が淀川大堰の遡上量ということでございます。こちらは単位が違いまして、ご覧いただきましたら右側の目盛りが淀川大堰の、スケールが大きい方が淀川大堰の遡上量で、左側の目盛りが鴨川の量ということでございますけれども、これは当然といえば当然でございますが、淀川大堰を通過するアユが多い年は鴨川に遡上してくるアユも多いという傾向がご覧いただけるかと思えます。

今年は、上の表に戻りますけれども、一番下、令和元年のところ、淀川大堰の遡上量が約4万尾ということで非常に少ない状況ですので、どれぐらいの量が鴨川にやってくるかというのは心配されるところでございますけれども、複数年、長い目でご覧いただきますと、大阪湾から淀川に遡上してくるアユが増えれば相当の量が鴨川にも遡上してくるということが言えようかと思えます。

長年にわたりまして鴨川の美化など環境改善に取り組まれてまいりました中で、これまで継続されてきました魚道設置の取り組みによりまして、出町柳までこうして天然のアユがやってくる状況となっているということが言えようかと思えます。

こうした取り組みの成果と申しますか、結果でございますけれども、次のページ、4

ページをご覧くださいましたら、これは京都市の上京区さんの広報誌を付けさせていただいております。昨年の6月の号でございますけれども、上京区まで天然アユが帰ってきたということで、環境保全の取り組みですとか魚道の設置などによりまして、出町柳まで天然のアユが遡上できるようになったということを経験されたことを地域の資源、地域の魅力の1つとしてアピールされているということで、また、上京区さんなどで主催いただいたアユの友釣り大会なども開催されているところでございます。

申すまでもなく、鴨川は皆さんのご尽力にもよりまして、住民の皆さんや観光客の方が自然に親しむ憩いの場にもなっておりますけれども、大都市の繁華街のほど近くで天然遡上アユの友釣りができるというのは貴重な環境かなと思っております、鴨川の多彩な魅力の1つかと考えております。

また、鴨川にはアユだけではなくてハエ（オイカワ）でございますけれども、昔から鉄道唱歌にも京都土産としてつくだ煮「驚知らず」として歌われているということでございますけれども、名物として珍重されていたということでございますが、現在もハエ釣り（オイカワ釣り）大会が行われるなど、オイカワ（ハエ）につきましても水産資源として活用されているというふうな状況でございます。

また、こうした取り組みの背景というか、考え方といたしましては、4ページの下の方、6番目の項目ですけれども、こうした海と川の連続性を確保する取り組みについては、約1年前に京都府の環境の部局の方で策定いたしました京都府生物多様性地域戦略においても掲げられております行動計画の4つの柱の1つとして「森里川海のつながりの回復による多様な生態系の保全」というようなことが掲げられてございます。

また、河川整備の方につきましても、鴨川の河川整備計画を受けた具体的な実施計画の取りまとめとなります「千年の都・鴨川清流プラン」におきましても、鴨川の落差工などが魚類等の遡上の支障になっているため、「魚道等の設置により、河川の縦断的な連続性を確保する」というふうにされているところでございます。

すいません、次のページに行かせていただきまして、この取り組みの今後の課題でございますけれども、まず1番目でございます。

現在、先ほど申し上げましたように三条と丸太町と荒神口と3カ所、木製の魚道を設置されている所でございます。これは毎年設置・撤去という形になっておりまして、その経費や労力というのが大きな負担になっているというふうな現状がございます。そこに費用の表を付けさせていただいておりますけれども、箇所など先ほど申しましたよう

に変遷はございますけれども、大体年間100万円前後といったような費用がかかっております。

真ん中あたりに作業の様子の写真も付けておりますけれども、重機とかクレーンですとかそういったものを使わずに作業をしておりますので、例えば左側の写真は水を止めるような小さな土のうを造っているところでございますし、右側の所は、これは河川敷の方から、高水敷の方から設置場所までリレー方式で資材を運んだりしているところでございますけれども、大体1カ所約20人で半日ぐらい作業が要るということで、経費ですとか労力ですとか大きな負担となっているというのが1つ目の課題でございます。

2つ目の課題といたしましては、ご承知のように治水上の観点から魚道を設置している落差工以外にも鴨川には多数の落差工がございますので、漁協などを中心としました民間団体であります「京の川の恵みを活かす会」がさらに設置箇所を増やすようなことは困難な状況でございます。さらに海川のつながりを広げまして、魚をはじめとする生物の移動範囲を広げるためには、多数落差工があるということですが、これ以上設置箇所を増やすことが困難だという状況でございます。

めくっていただきまして、6ページ。対応の方向性として考えておりますのが、1点目の費用なり手間がかかる労力がかかるという点につきましては、この魚道の方も最初に申し上げましたように取り組み8年継続がございまして、上りやすい形にも順次改良もされておりますし、耐久性の面でも逐次改良がされてきております。

昨年の7月、ご承知のように大変な豪雨がございまして、鴨川においても氾濫危険水位の近くまで増水したように伺っておりますけれども、真ん中、上の方に写真がございます、これは丸太町に設置した魚道でございますけれども、水が引いた後、ほとんど損傷がなかったというふうな状況でございます。これは荒神口の魚道についても同じような状況でございました。ただ、三条の魚道につきましては、損傷したという訳ではないんですけれども、アンカーボルトを打たずに設置しておりますので、既存のもので長いチェーンを付けて固定しておる、その長いチェーンが流木などでたわんだりしまして下部が浮き上がった、魚道の下の方が浮き上がって、魚を遡上させるという本来の機能を失ってしまったというふうなことはございますけれども、基本的には3カ所とも大きな損傷はなかったというふうに考えております。

そういった耐久性の一定、昨年大雨でも耐えられたということ踏まえまして、複数年継続して設置ができないかということ河川管理のサイドとも検討してまいりたい

と考えております。そういう形で通年設置することで、冬場に先ほど申しあげましたハエなどが上ったりおりたりというような、生息域の拡大にもプラスになるのではないかと
いうふうにも考えております。

2番目、多数落差工があつて、民間団体の取り組みとしては限界があるということで
ございますけれども、こちらにつきましても、②としまして、例えば中州の管理ですと
か河川管理の工事の実施時に併せて河川施設として簡易な魚道の設置など、いわゆる縦
断連続性の確保に配慮した施工を行っていくようなことを、またこちらも河川のサイド
ともお願いなりご相談させていただきながら検討してまいりたいというふう
に考えております。

例えば、鴨川の上流の方になりますけれども、鴨川通学橋の下流の所では、一番下の
左側の写真ですけれども、落差工の修繕の際にちょっと階段状のような切り欠きを設け
ていただいて、魚が遡上しやすいような形で修繕がされたりですとか、下の右側の所は、
こちらは水産課が漁業振興の観点から葵橋の上流の落差工に石積みをコンクリートで固
めたような形で設置させていただいた魚道でございますけれども、例えばこういったも
のなどを工事の際に併せて設置をいただくような形もまたご相談してまいりたいと考
えております。

水産課からのご報告は以上でございます。

○金田座長

ありがとうございます。

特に魚道の設置にかかわる説明をいただきましたが、何かご質問やご意見はございま
せんでしょうか。はい、どうぞ。

○澤

魚道の話は、僕、ここに来てからずっと話をしていると思うんですけども、鴨川はこ
れから整備をいろいろされていくと思うんですけども、さっきもちょっと出た工事、潰れ
た落差とかを直す時にちょっと何かやってもらえへんかとかいう、僕はそういう次元の
話じゃないと思うんですけども。本来、河川行政として縦断の連続性というのを確保し
てもらわなあかんと思うのと、よく話の中で見た目がと言われるのがあるんですけども、見
た目が大事なのか、やっぱり本来鴨川、川のあるべき姿が大事なのか。あるべき姿とい
うのは、鴨川はここまで環境的には破壊し尽くされたような状況で、その中で一部、自
然を助けてやる程度の話は、見た目が大事やと言うて今まで蹴られている部分があるよ

うな気がして、それは非常に悲しいことなんやけども、もうちょっと気持ち的に豊かな部分があればそういう生き物に配慮できるという、そういうところも必要なんちゃうかなと思って。

今、淀川大堰、これを上ってるとか上ってへんという話があったんやけども、これというのも国交省やらも協力して、今まで上れていなかったものを淀川流域全体としてこれから上らせていこうと、豊かな淀川流域にしようと言ってやっている中で、どうも京都府というのか、鴨川は格別生物を排除したがつているような感じをいつも受けるんですけども、今後、河川行政として何かしていこうという意思があるのかないのか、何回も問うてるんやけども、ここはあまりやりたいとかやりたくないとか答えをはっきり言ってもらえへん中で、今、遡上数が今年なんかはものすごい少ないんやけども、こんな自然のもんやから変動がある中で、今、我々水産課とともにいろいろ協力しながら、大阪市漁協とって漁協組合が河口の方にあるんですけど、そこらとも協力して、川だけじゃなくて、川を見ていてもやっぱり川はよくならへん部分もあって、こういう特に海まで下ってまた上ってくるような生き物に対しては海の環境というのが非常に重要なんですよ。そういうところも大阪市とタッグを組んでやっていく、当然国交省も出てきて、その中で、京都府も僕としては一部協力、力添えが欲しいなという気持ちがあるんですけども。

魚道の継続の設置とかいうんやけども、そもそも僕が思うのは、前にも言ってることばかりやけども、魚道という名前が、どうも魚を上らすと。ほな、漁協組合のためかといや、そうじゃないと言いたいのが、これは縦断の連続性って、連続性を断って川をこれだけぶつ切りにしてしまっている、この川の環境というのを何とか改善してほしいと。

だから、例えばカモが子供を産んだ時に、親が段をバタバタと上に上がって、下に子ガモがガアガアガアガア言うて、それがサギに食われたりとか、アオダイショウに食われているとか、そんな現場がいっぱいあるんですよ。

ほんで、さっきも出てきたオオサンショウウオとかああいう天然記念物も、堰に落ちたら、あれこそなかなか上がれないんですよ。たまに大雨の時に陸の上に上がったりするから、その時には上流をのたのた歩いて上がったたりもする可能性はあるんやけども、非常にそういうのも薄い。ほんで、今のつるんとした護岸はなかなかああいうサンショウウオみたいな生き物でも普通に上がりにくいと。

だから、多分今の鴨川のつくりでは、増水の時にかなりそういう生き物が殺されてい

る状況にあるんですよね。だから、魚道もそうやし、魚道というか、縦断の連続性というのもそうやし、いろんな生き物が護岸を上ったりとか、人間が歩くために遊歩道みたいななんはあるんやけど、生き物もそこに上がって一時避難ができるようなそういう構造とかも、やっぱり人間だけのためじゃなくていろいろ考えてもらいたい。

その中で、僕は一番に河川行政に聞きたいのは、今後そういうのを造っていかうという方針があるのかと、府民会議というのがそもそも京都府民を代表して広く意見を聞く場やと言われている中で、この府民会議のメンバーが鴨川が豊かになってほしいと願っているのか願っていないのかということも僕は聞きたいんですよね、1回。ここにいるメンバーの本心として、魚道というか、鴨川を寸断してぶつ切りになっているのが格好ええんやと、見た目がええんやと思われているのか、それとも、鴨川というのは昔からやっぱり。鴨川というか、京都というのはやっぱりそういう鴨川の魚やら生き物を食べたりしている文化がある中で、そんなものは文化とか大事にしてると建前上言ってる京都の中で、そんなもん、食文化は必要ないと、海から今魚が入ってくるから関係ないんやというような感覚でおられるのか、やっぱり京都を代表する府民会議で府民会議のメンバーがどういう意識を持ってこういう話を聞いてはるのかなというのは、僕としては1つ聞きたい。

だから、1つ河川行政に聞きたいのは、今後どういう計画を考えてはるのかなというところをはっきり本音で話してほしいなというのが聞きたいところです。

○金田座長

河川課の方から何かございますか。はい、どうぞ。

○星野（京都府京都土木事務所長）

今ご指摘のありました、縦断方向の連続性確保について、河川行政としてどう考えるかということですが、鴨川の河川整備計画の中にもしっかりと記載されていますし、それは必要なことだということが行政のスタンスだと考えております。

○澤

ありがとうございます。ほんで、さっき言ったように府民会議のメンバーがどういうふうに思っているのか……。

○金田座長

今の話は別の形で。府民会議は今のテーマについてご意見を伺うということですので、また2年に1度、公募の委員の方々には意見表明をしていただきます。その時に今のよ

うな話をお聞きになっている訳ですから、それにどういうふうに対応されるかはその時の個人の判断だと思います。ここで個人の意見を強要するというのはちょっと行き過ぎだと思います。

○澤

いや、別にその答えを個人個人に求めている訳じゃないんですけど、やっぱり運営している河川課の方としては、いろんな意見を聞くという意味合いでは、一つ一つの議案に対して委員のメンバーがどういう意見を持っておられるかというのは把握されてもいいんじゃないかなという部分があるのと、魚道というのを、これは僕は先にこういう河川縦断の連続性というのが鴨川にもできるやろうと信じてるんですけどね、今のところね。そういう中で、この府民会議を通じて、魚道というよりも、もっと生き物の道というのが広く一般の人にわかるような、そういうネーミングとかいう。僕はネーミングセンスがなくて思いつかへんのですが、そういうなんもみんな考えてもらえたら、生き物が。魚だけじゃないんですよ、ここを利用するのはね。だから、生き物の道としていろんなものが使うやというのを、ぱっと名前を聞いて、広く府民なり日本中の人が、あっ、鴨川ってそういう方針でそういう川の道づくりをしてるやというのがわかるようなことを考えてもらえたりしたらおもしろいかなと思うので、ちょっとその辺も考えてください。

○金田座長

はい、どうぞ。

○田端

すいません、澤さんね、多分ここにおられる方、僕も含めて、やっぱり自然環境ね、その意味合いは自然環境を大事にしたいと思ってここに来られていると思うので、今先生が言われるように強要されて意見というのは、もちろんみんなそういうふうになりたいと思っています。ただ、そのやり方の度合いとか、それはやっぱり専門的な部分がわからへんのと、今の鳥とか、それから花とか、松とか、まして子供さんがそこで遊ぶという中で、おそらく皆さん、自然のあり方はやっぱりあった方がいいと絶対に思ってると思うので、そこは誤解のないようにだけお願いしたいと思います。以上です。

○金田座長

ありがとうございます。

他に何か。はい、どうぞ。

○丸尾

仲よくしてください。私は初めてこの府民会議に参加させていただいたんですけど、本当に鴨川の上賀茂橋のすぐ横に住んでいるんですけど、20年前、25年前と比べたら、鴨川がこんなきれいになってるんやというのを本当に実感してるんです。夜なんか通ったら、ほんまに東の方から西の堤防の所を見ると夕焼けもきれいし、こんなええとこに住んでるんやわと思いがらずと暮らしているんですけど、ここに参加されている方はやっぱり鴨川が好きで集まってきてはるんやと思うんですね。少なくとも私はとても鴨川が大好きで、それで来させていただいているんです。

それと、今、澤さんがおっしゃった鴨川を分断するとか、そういうのは言うてはるこたがよくわからへんのですね。サンショウウオがいるということすら、私はとてもきれいな水にしかすまへんサンショウウオがおるということが、鴨川がどれだけきれいな水やという証明にもなっていると思うし、京都以外の方にもそれを発信していけばいいと思っていますし、京都府のこれだけの方が集まってくださって、みんなの意見を聞こうと言って、そういう姿勢というのも、私、これはどこでもやってはることやないと思うんですよ。

初めて参加させていただいているので、歴史の今までのやりとりとかそういうことをよく知らないのどうなってるかわからないんですけど、鴨川を見るたびに、あっ、鳥が飛んでる、魚がいるとか、あっ、虫がいるとか、花が咲いているとか。さっきのど根性松ですか、あれなんかも私、高野川の馬橋という所やと思うんですけど、ほんまに石垣の中から桜がぶわーっと、どんどんどんどん大きくなって、いつもあの桜を、ど根性桜と名づけたいぐらい立派な美しい桜が咲いてたんですね。それが去年やったかしら、突然なくなって。多分、下を歩かはる人のところに落ちてきたら危ないから切らしたんやと思うんですけど、やっぱり鴨川のことをものすごく気になりますし、好きでみんなここに来てると思うので、もうちょっと言葉を選んで。何かとても傷つきます。

以上です。

○金田座長

ありがとうございます。もう繰り返しはよろしいですか。

○澤

これだけ。いろいろ意見をいただいてありがとうございます。僕は厳しいことを言うんですけど、実際そういう意見が欲しいというのは本音です。ありがとうございます。

○金田座長

他に。はい、どうぞ。

○戸田

資料を拝見して、平成23年度からいわゆる実証実験みたいなものを定期的にされて、どんな場所が望ましいのかとか、どんな形がいいのかとか、最も適切な形で調査、研究活動をされていると思うんですね。それで、どの場所に設置したらよいかとか、その際にも木製の簡易なものであって、そんなに自然景観とかにも影響がないようなものを選ばれて、ここまで調べられていると思うんです。それは非常に敬意を表します。だから、一応課題のところにありますように毎年毎年というのは大変だったら、この様子を見て複数年継続していくことは試す値打ちがあるかなと僕自身は感じます。

あと1点だけお聞きしたいのは、確かにこの三条、丸太町、荒神口にこの簡易魚道を設置したら、一体その荒神口の上流側にどのぐらいのアユが上ってきているのかという、その情報が実は知りたいんです。だから、そこさえちゃんと置けばその下流の魚がほとんど上がってくるのか、3分の1でも4分の1でも上がってくるのかというのがわかれば、この場所に魚道を設置することの意味合いがもっと大きく浮かび上がってくると思うんです。

以上です。

○金田座長

今のご意見は、事務局で水産課の方で準備された資料に基づいて、複数年の継続設置を検討するということに対して、その試みはいいんじゃないか、よろしいんじゃないかというご意見ですが、他に何か。はい、どうぞ。

○西山

失礼します。私も今日のこの発表というか、ここを聞いていて、すごく、あっ、私もいつもアユ、アユ、アユ、アユというので、5月が来たらシーズンやなと思ってずっとあそこの道を見ていたんですけど、よう考えたら秋も冬も春もみんな動きやすいというか、それってアユだけのためじゃなくて、先ほどおっしゃったところですがよくよかったなと思ったのは、オオサンショウウオであったり、他のヨシノボリであったり、カモであったりというのが動けるというためにも設置する。それも通年、複数年というのが今いいんじゃないかというお声もあったので、すごく本当に前向きに、いろんな石を積んでおられて、失敗して、またやりかえてというご苦労もずっとここでお話を聞いていた

りするので、何かうまいこと、1年間というか、このシーズンだけじゃなくて、ずっと1年間、動きやすい魚道ないし動きやすい道というか段差というのを考えていただけるとい、今日、このやつを聞いたら、私は何もアイデアがないですけど、すごくうれしいなと思って今日聞きました。よかったです。

○金田座長

ありがとうございます。

他に何か。はい、どうぞ。

○川崎

この点、非常に京都の食文化で生けず料理とか過去の江戸時代のあの絵図なんか見ていると、鴨川からとった魚を食べているという文化、これが復権していけばいいと、我々もそれぞれ環境的な意味でも考慮すればいいと思っているんですが、過去の歴史の中で、鴨川って急勾配な訳ですね。どうしても落差工というか、断続的にしないと治水上大きな災害の経験があって、1つの災害経験からそういう形状になってきて、そこが分断されてきて、こういう形で、仮設のものなんですけども、そこを一部でもうまくすればいいという、こういう努力をしていただいているということが京都らしいなと思っています。実は仮設であることが逆に言うと重要なんじゃないか。納涼床なんかもそうですけど、人の手で作っていく姿というか、例えばこの写真で魚道を皆さんがご苦労して造っておられる姿を周りの人たちが見たり、造ることに対して子供が参加したりすることによって、それを知っていくということもPRになるかと思いますので。

ただ、それを例えば全般的にざっと全てにわたって角度を、距離をやってしまうと、それは培われてきた1つの落差工の、見た目というふうにおっしゃったんですけども、見た目の中に情感とか、文学の中だとか、そういうところで京都の情緒というのが非常に情緒風景みたいなものもありますので、そういう意味では全般的にできないと。要するに治水と、それから景観、環境、3つ、4つの部分が歴史的に積み重なってきて、今の現状の風景というのが心の中に皆さん持っておられて定着していると思いますので、そういう意味でどれかを極端にやるというよりは、それぞれうまく捉え合いながら仮設の中で柔軟にやっていくというのが、これが京都の1つのやり方なんじゃないかなと、私はそういうふうに思っています。

○金田座長

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

○澤

まさに今、川崎先生が言われたとおりで、仮設をやっていくというのは僕もすばらしいことやと思います。ほんで、やっぱりこうやって毎年やっていく。ところが、先ほど言うたような三条の場合は浮いてしまうとか、そういう要の部分ってあるんですよね、絶対に。ほんで、鴨川は三条まで上がってきた生き物は絶対にそれを乗り越えることができないんですよ。三条はほんまにネックなんです。だから、最低限、三条はまず何とか常設。だから、木組みの仮設で浮くようなものじゃなくて、せめて石積みとかでもいいし、ちょっと斜路的なものを何とかして付けていただきたい。それより上流は、箱型でも魚には対応してるんです。ほんで、我々の付けてるのは何かと言ったら、まさに魚道なんです。だから、あの魚道を使えるやつというのは魚しかいないんです。あと、言うたら可能性としたらサワガニが上がるかなという程度のもので、かなり厳しいんです。ほんまに遊泳力のある魚しか上れない。

だから、それをもっとやっぱりね。さっきの予算を見てもうたらわかるけども、予算がかなり厳しいんですよ。その中でやっていこうと思うと、やっぱり生き物の道というものははっきり言って不可能です。そういう意味では、まずは三条をクリアできるようなものを、ちゃんとしたものを造ってもらいたいのと、ほんで、鴨川って上流に何十個って堰があるんですよね。それを仮設で全部付けていくというのは不可能なので、長い目見て、我々は例えば下流からちゃんと河川行政が設置してくれたら、それより上流はずっと仮設で続けていくと、そういう活動をしたって、多分向こう何十年ってかかると思うんですよ。そういう意味では、我々の活動をやっぱり補助するような形で少しでも下流から魚道を付けてもらう、ネックになる所は特に。そういうこともやっぱり行政として協力していただきたいところです。

○金田座長

ただいまの議事に……。はい、どうぞ。

○内田（京都府京都土木事務所技術次長）

京都土木事務所でございます。

ご議論いただいていますが大変ありがたいと思っています。ただ、河川管理者として許可をするという関係で申し上げますと、どうしても仮設構造物というのは基本、許可は1年までということになっていまして、前からいろいろお話もお聞きをしていますし、ご

意見も賜っているんですけども、そういった面からいくとどうしても許可自体は単年度となりますので、複数年連続して許可をさせてもらうということはできないというのは、これは申し訳ないですけど前提になります。

その上で、先ほどから議論がありますように、じゃ、どういった形でやっていくのかというのは、今すぐに答えがある訳ではありませんが、何かうまい方法なりがあれば、いろいろ皆様のお知恵をおかりするなり、相談、協議させていただければと思っておるんですけど、複数年設置につきましては、ちょっと申し訳ないんですが、そういう制約条件があるということだけお話しさせていただきたいと思います。

○金田座長

他にご意見はございませんでしょうか。

それでは、ただいまの議論の中で、下流の落差工については恒久的な魚道の設置が望ましいというご要望があるのと、それから、ご提案の説明の中にありました、複数年の仮魚道の設置について検討されるというのは意味のあることだというご意見もありました。そのあたりのご意見を踏まえて、措置をお考えいただきたいと思います。

それでは、議事の4番目に移らせていただきたいと思います。議事の4番目は、鴨川条例禁止行為等の指導状況についてでございます。事務局から説明をお願いします。

○青山（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

河川課、青山です。

資料4をお願いいたします。

平成30年度の鴨川条例禁止行為等の指導状況がまとまりましたので、報告させていただきます。

2の所に表がございますが、指導状況としまして、左の表側の部分には平成20年4月、20年度から30年度までずっとありまして、上の所にはバーベキュー、それから自動車・バイク乗り入れ、打ち上げ花火、あと放置自転車と、そういうようになっております。

一番左の表側の所、30年4月から31年3月の所、30年度でございますが、バーベキュー禁止区域、出町が1件、終野が6件、小計7件、それから、禁止区域外で47件とございますし、自動車・バイク乗り入れが465件、それから打ち上げ花火が21件ということですが、いずれの数字も合計レベルでは前年度、1つ上の29年4月から30年3月のところよりも、昨年度よりも減っているという状況でございますし、あと、10年前と、平成20年度と比べましても、例えばバーベキューの禁止区域でしたら、平成20年当時は出町、

柵野を合わせて91件あったのが30年度は7件ということで10分の1以下になっておりますし、あと、自動車・バイク乗り入れについても、当時は1,372件だったのが今465件ということで大幅に減っておりますし、打ち上げ花火も6分の1ぐらいになっているという状況でございます。

ただ、30年4月のそののところに47件、禁止区域外とございますが、※2ということで、これは昨年度、八瀬の所でバーベキューが非常に増えているということで、京都土木事務所の方でゴールデンウィークであるとか9月までの土日とかに八瀬の巡視を施行したところ、137件あったというのが一番下の欄外の※2のところに書いております。

これにつきましては、12月にこの鴨川府民会議に八瀬の保勝会の人に来ていただいて説明もいただいたところでございますが、その後、地元の意向を再度私どもの方で面会しまして確認した上で、京都府内部でも検討した結果、バーベキューの規制、禁止区域ということは見送りまして、当面、八瀬の保勝会と連携して啓発を強化しようということになりましたのでご報告させていただきます。

具体的には、1枚めくっていただきまして2ページのところに、バーベキュー対策の看板レイアウトということで付けておりますが、上の段の右側に写真と設置イメージが出ています。これは八瀬の駅の所から河川敷における階段の上の所に看板を設置しようということで、そのイメージが下のイメージ図でございますが、地元の八瀬保勝会さんと相談の上、縦が1メートル、横幅が1.5メートルのこういう大きな看板を設置いたしまして、啓発、ここではそういう迷惑行為は遠慮してくださいという看板を掲出したいと考えていますし、あと、京都土木事務所の方でも昨年度、非常に巡回を強化し、今もしているところでございます。

これが迷惑行為の関係です。

次、めくっていただきまして3ページでございます。

3月18日の府民会議でも議題に取り上げました、河川敷における自転車の安全運転啓発であるとか、あと、喫煙対策を頑張っていきたいと思いますということで取り組んでおりまして、その結果についてのご報告でございます。

まず、2番の実施内容ということで、自転車の安全運転啓発につきましては、3月20日に北大路橋の上流の左岸の所、半木の道のあたりと、あと、賀茂大橋の上流左岸、これは鴨川ギャラリーとか、昨年度、皆さんにも鴨川ギャラリー設置の式にも出ていただいたところでございますが、あのあたりの2カ所に分かれまして、京都府の交通対策協

議会とか下鴨警察署、あと、京都市の左京区役所さんとかボランティアの方にも来ていただいて、啓発資材、自転車の高速走行はやめてくださいねというチラシであるとか、鴨川条例のチラシとか、ウェットティッシュとか、そういうのを210名の自転車通行者等に配布いたしましてマナー向上を呼びかけたところでございます。

あと、2番の(2)のところでございますように、4月6、7と鴨川茶店を半木の道でやったんですけども、その時に、2日目の4月7日に、ながらスマホが危険だよというバーチャルリアリティー体験をいたしまして、KDDI株式会社さんの協力を得ましてそういう体験をしていただいたところでございます。77名の府民の方がバーチャルリアリティー、スコープみたいなものを覗いて、ながらスマホをしていたら非常に危険だということを体感してもらえなんですけども、77名の方に体験いただいたところでございます。

次に、めくっていただきまして4ページでございます。

これも、鴨川茶店で自転車の安全運転啓発と禁煙啓発をいたしております。自転車のチラシの拡大版をブースで掲出したりとか、あるいはこの写真の真ん中の右の所にも、右側の写真にもありますように、鴨川茶店の開催本部という所の横を見ていただいたら、京都市さんが作成しておりますステッカーをこういう形で、「京都市は路上喫煙禁止です」というステッカーをあちらこちらに貼ったりとか、あるいは一番下の写真のところにありますように、京都市から河川敷等での禁煙のポスターをいただきまして、それを掲出したりということであるとか、あるいはその一番下に米印で書いていますように、京都市のくらし安全推進課さんの方で鴨川茶店に来ておられる方に路上喫煙禁止の啓発資材を配布していただいたりということで、啓発に取り組んでいるところでございます。

続きまして、5ページでございます。

さらに、京都土木事務所の方におきまして、特に喫煙の苦情が多い所に、ベンチであるとか、あるいは鴨川ギャラリーの所とかにこういう京都市さんのステッカーを貼りまして、路上喫煙禁止ということを呼びかけたところでございます。特にギャラリーの付近では、たばこが嫌いな方からは、ステッカーを貼っていたところ、非常にいい取り組みだというような好感をいただいたというふう聞いております。

最後に、6ページをお願いいたします。

鴨川河川区域内に落書き行為ということで、5月下旬にオーストラリア国籍の観光客。違う、オーストラリアかな。オーストラリアです。オーストラリア国籍の観光客が現行

犯逮捕されたという新聞報道がございました。その現行犯逮捕された場所がこの七条大橋の所でございまして、写真にございますように2カ所ですね。河川の増水が危険だよということと呼びかける看板であるとか、鴨川条例の自動車とかバイクとか乗り入れ禁止の看板に、黒色のフェルトペンでGHOST（ゴースト）という英語の文字とか、あるいはキャラクターの図柄を落書きしたということで、ここは七条大橋の現場でございますけども、それ以外にも三条から四条間の右岸の啓発看板、これは3カ所とか、あるいはお茶屋が建ち並ぶ東山区の宮川筋とかの店舗の看板、あるいは民家の外壁、自動販売機など、三十数カ所について警察が関連を捜査しているということでございます。

それで、これら、特に鴨川での行為につきましては、京都府鴨川条例第20条で落書きの禁止というのがございます。これが5万円以下の罰金になっておりまして、それに違反するとともに、刑法261条で器物損壊罪というのがございます。これは罰則が3年以下の懲役または30万円以下の罰金になります。ということで、京都土木事務所から被害届とか告訴状も提出しております。本件落書きについては鴨川条例違反と器物損壊罪に当たるんですけども、刑法の規定がございまして、観念的競合というちょっと難しい言葉があるんですけども、そういう規定で、最も刑が重い器物損壊罪で検察が起訴するものと思慮されます。

説明は以上でございます。

○金田座長

ありがとうございます。いろんな禁止行為等の状況について説明をいただきましたが、何かご質問やご意見はございませんでしょうか。

どうぞ。

○宮下

禁煙については前回ここでいろいろ意見交換させていただいて、早速いろいろ啓発させていただいて、大変ありがたく思っています。特に府立医大の所ですね。そこもステッカーを貼ってということで、対応も速やかにやられてありがたかったかなと思っています。私自身、あそこの河原でたばこを吸うということが、禁煙ということ知らなかったということで、前回恥をさらしたんですけども、何よりもやっぱり知ってもらおうということが、マナーですね、啓発していくことが非常に大切かなと思っていますので、これからも引き続いて啓発の方でよろしくお願ひしたいと思います。

それと、しょうもないことですが、資料1のところちょっと気になったことが、

これとは全然関係ないんですけど、この放置自転車のところで京都市が実施ということで、ここのデータが全然出てないんですよ。これは京都市と京都府でやり方とか条件がいろいろ違うから参考にはならないかもしれませんが、京都市に問い合わせたこの数字を調べてもらって、ここへ載せてもらったらいかがなものかなと。私はつくづく思っているんですけども、府とか市とか国でも連携というのがものすごい大事だと思うんです。そういった意味でも、これぐらいは聞いたら答えてくれるんじゃないかなと思うので、ぜひ参考でもいいので、当然市と府も連携をとっておられると思います。思うんですけども、こういう形で出ますと何か全然関係ないような行為にとられてしまいがちなので、ぜひその点、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○金田座長

この放置自転車に対する対応については、おそらくこの鴨川府民会議のスタートの段階で一番最初に成果の出たところで、府と市が協力して、もともとの担当が違うんですけど、協力してやっていただいたということです。それで成果が出てきたので安心して除いてあるんだと思いますけれども、今のようなご関心もあろうかと思ひますので、またお願ひいたします。

○青山（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

宮下さんの質問の関係で、京都市に実は昨日確認したんです。今、金田座長もおっしゃったように、放置自転車の対策については、京都府はもともと鴨川の区域内、葵橋からどこでしたっけ、下流の方まで撤去をしていましたし、京都市は河川沿いの道路の所を撤去していた。ところが、その頻度も違うし、保管場所も違うし、保管期間も違うから、自分の自転車がなくなったけど、どこに保管されているのかわからないし、何とかならんのかというようなことがございまして、京都府知事と京都市長の府市協働パネルですか、それが平成21年か22年ごろにございまして、あっ、22年かな、にございまして、それで、この鴨川府民会議の大きな成果でもある訳ですけども、府市協調ということで、京都府はくいな橋の所で保管所を京都市に無償で提供します。そのかわり、河川敷の所も含めて京都市の方で自転車の撤去をしてくださいということで、それからは京都市の方でまとめて撤去していただきまして、回数も確か京都府がやっていた回数よりも増えたりとかいうようなことで、一元化されてわかりやすくなったということでございまして、

昨日、京都市さんに「ここの数字、わかりませんか」ということで尋ねたんです。「3

0年度と29年度ぐらいわかりませんか」と聞いたんですけど、上の方に出ている数字のよ
うなとり方、要は鴨川の河川敷で何台というようなとり方はしていないので、数字は出
せないんですという返答をいただいておりますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○金田座長

他。はい、どうぞ。

○杉江

私の方からは、今の河川敷に、特に散策路ですね、昨今かなり自転車が走りやすくな
っている状態なので、特にまた結構スピードを上げて通られる。朝でも、聞くと通勤の
人が猛スピードで上流から下流の方に向かって、危ないということを聞いております。
この3月に、京都土木をはじめ、下鴨署なりが啓発をやられた訳ですけども、これはや
はり啓発・啓蒙が大事やと思いますので、事故が起こってから、特に今は補償問題が何
千万と出ている場合もありますので、そういう意味において、今の禁煙問題とそれから
自転車の問題についての啓発を年に1回か2回、できれば府民会議として啓発・啓蒙を
現地にして、何班かに分かれてできればいいなと思っておりますので、その点よろしく
お願いします。

○金田座長

ありがとうございます。

他にご意見、ご質問はございませんでしょうか。

どうぞお願いします。

○吉川

6ページの七条大橋の落書きの件なんですけれども、結構鴨川は看板が多いと思いま
すので、新旧合わせて全部の看板にとりあえず、落書き防止スプレーというのがあるの
で、そういうのを振ってみてはどうかなと思います。1回書いたら、これを消したり看
板を新しくするまで結構時間がかかっちゃったりとかしたら、本当に危険な箇所に危険
ということを伝える看板だったりも、特に増水の注意の看板とかも、一旦撤去してもう
一度立て直すという間のタイムラグとかがちょっと怖いなと思うので、今、電車とかの
落書きの対応で使われているような塗料のもっと簡易的なやつがあって、電車につける
のは結構量が要るので大分かかるんですけど、小さな看板だったらぱっとスプレーを吹
くだけでいけたりするので、もはやイタチごっこになるかもしれないんですけど、結構

外国の方が多い、最近増えていたりするので、もちろん落書きする方が悪いんですけど、そういう対策をとるというのも一つの手かなと思います。以上です。

○金田座長

ありがとうございます。何かそういうスプレーがあるんだそうですね。ご検討をお願いしたいと思います。

○井上（京都府京都土木事務所施設保全室長）

失礼します。京都土木で施設保全室長をしています井上でございます。

落書きの件、ちょっと悩ましいところでございます。今ご提案いただいた落書き防止スプレーですか、勉強不足で、これからぜひ採用できるように検討していきたいと思えます。

この件だけではなく、今現在もたくさんの落書きが、悪質なものがたくさんございまして、どう対応していくのか。今回は逮捕されましたので告訴しました。これからも逮捕されれば告訴していくんですけども、そうではない、犯人のわからない落書きがいたるところにございまして、ちょっと対応に悩んでいるところがございまして、またよいお知恵があればご拝借したいと思います。よろしく願いいたします。

○金田座長

他にいかがでございましょうか。はい、どうぞ。

○川崎

京都土木事務所の近くの河川敷で、確か舗装をやり直された所に自転車のスピードを出し過ぎないようにという看板が立っていたんですけども、あれはあその場所だけなんでしょうか、それとも比較的数多くスピードを出さないという看板は立てられているんでしょうか。

○井上（京都府京都土木事務所施設保全室長）

あの看板はあその区間だけです。試験的に立てている仮設のものでございますので、また状況を見て外すことも考えております。

○川崎

ありがとうございました。

○金田座長

はい、どうぞ。

○諏訪

ちょっと別の視点からなんですけれども、看板の落書きは問題だと思いますし、看板も一定程度必要だとは思いますが。看板の多さというのを問題視すべきなのかということについては、皆さんのお考えも伺えればなと思います。

またちょっと別の話になりますけれども、この第2ページ目の「皆様へのお願い」という看板ですけれども、まずこの時点におきましては、初め、徹底的に周知をするということが目的なので、背景が白であって周りからよくわかるという形で目立つものというのもよくわかるんですけれども、例えば何年か後にこれが定着した段階においては、色味を調整するというようなことも可能なのかということを確認申し上げたいということでございます。

といいますのも、例えばバーベキューを禁止している区域における看板は、現在のところ緑でございます。しかしながら、バーベキュー禁止というかなり強い文言でありながら、緑でも一定程度効果を発揮しているのかなというふうに判断すると、初期の啓発段階、それから定着時における看板の色調というものを経年的に変更させていくということが可能であろうかというふうにも考えておきまして、お考えなどを承れば幸いです。

○金田座長

看板の色についてお尋ね。前は実際に看板が鴨川の所にどれだけあるかという調査をしていただきまして、ちょっと数字は忘れましたが、膨大な量でしてびっくりしたぐらいなんですけれども、今、色についてご質問ですが、いかがでしょう。

○井上（京都府京都土木事務所施設保全室長）

このレイアウトに関しましてはいまだ案の段階でございますので、色目もこれで決定ということではございませんが、地元の八瀬叡山の保勝会の皆様にはこのレイアウトで一応ご承諾いただいているという状況でございます。

看板が多いというのは過去から指摘されていることでございますので、これを統廃合していくのかどうするのかというのは今後の課題だというふうに認識しております。

○諏訪

ありがとうございます。例えばヨーロッパの町並みの中で、看板がなくてもいろいろな情報というものが伝達されていたり、社会知の中に暗黙に形成されている部分は非常に多いかと思えます。我が国においては、例えばエスカレーターに乗っていれば、瞬間におります、おりますという案内があったりとかいろいろあって、必要な情報と必要じ

やない情報というのが精査されてもいいなという時期があるかなと思います。

八瀬の看板につきましては、地元の皆様が合意されているということで、地元の皆様はいいのかもしれませんが、看板の色味の経年的な変更というシステム、おそらく我が国においてはシステムチックに検討されたことはないかもしれないんですけども、初期の啓発段階、それから定着時における色味の調整ということが、京都発信という形で検討されても興味深いのではないかなと思います。

○金田座長

ありがとうございます。

他にご意見、ご質問はございませんでしょうか。ありがとうございます。

そうしましたら、これはまだまだいろいろと検討を続けたいといけなこともございますし、成果が上がったとはいえ、まだ完全になくなっている訳ではございませんので、今後どうぞよろしく願いいたします。

それでは、5番目の鴨川納涼2019、「京の七夕」についてでございます。説明をお願いいたします。

○廣原（京都府商工労働観光部観光事業推進課主幹兼係長）

京都府観光事業推進課の廣原と申します。

私の方から、鴨川納涼と「京の七夕」についてご説明をさせていただきます。

資料は、鴨川納涼2019開催要領というところになります。

まずは鴨川納涼ですが、こちらは例年どおりで、開催日は8月の第1週の土曜日と日曜日、今年は3日と4日で開催を予定しております。時間は両日とも夕方5時からで、3日は夜の10時まで、4日は夜の9時までとなっております。

開催場所は、こちらも例年どおり、鴨川三条大橋から四条大橋、右岸河川敷での開催となっております。

内容ですが、4種類のエリアに分かれておりまして、河川美化・環境啓発のエリア、伝統産業のPRエリア、府内市町村が地元の物産を展示販売するエリアや、京都にある県人会がふるさと商品の展示販売するエリアの4つのエリアとなっております。

その他、京都染織青年団体協議会による友禅流しの実演や、会場に2カ所ありますステージでは踊りや楽器演奏など、さまざまなイベントが催される予定となっております。

鴨川納涼2019につきましては以上でございます。

続きまして、「京の七夕」の事業概要について説明をさせていただきます。

「京の七夕」につきましては、今年度見直しを行っておりまして、エリアと一部開催期間を変更しております。「京の七夕」は今年で10回目となりまして、もともと閑散期対策として始めたところですが、これまでの実績からも来場者が全体で70万人を超えるなど、知名度、来場者ともに一定の成果が認められるのではないかと考えております。そこで、今後は京都市内だけでなく、府域でも「京の七夕」関連事業を実施することで、京都全域で夜の観光の充実を図っていきながら、同時に滞在期間が延びることで宿泊観光の推進にもつながっていくのではないかと考えたところでございます。つきましては、今年度は「京の七夕」のエリアに府域のエリアを追加しまして、その一方で、市内での開催につきましては一部期間の短縮などを見直したところでございます。

エリアの具体的な内容につきましては、資料の4番をご覧ください。

これまで「京の七夕」のメイン会場と言っておりました鴨川は、7日間毎年開催しておりましたが、今年は2日間に短縮をしております。また、鴨川の方は鴨川納涼と同日の開催となりますので、納涼が開催される三条から四条間を除いた、三条大橋から以北の御池までと、四条大橋以南の仏光寺までで開催する予定となっております。しつらえといたしましては、風鈴灯と笹飾り、また、願い事コーナーを設置する予定としております。

次に、堀川エリアですが、こちらの方も毎年7日間開催しておりましたが、今年につきましては3日間としております。また、エリアの方も、今まで丸太町から一条戻橋までの所を、下立売から一条戻橋ということで、エリアの方も縮小となっております。

その他、二条城、梅小路、北野紙屋川、こちらにつきましてはほぼ例年どおりの開催となっております。

先ほど申し上げましたけれども、宮津市の府域エリアを追加しております。こちらの方では宮津の天橋立で開催される「天橋立まち灯り」というライトアップイベントがございます。こちらを「京の七夕」の関連イベントとして加えました。こちらの方は砂浜のライトアップや、毎日ではございませんが、水中のライトアップによるナイトクルージングなどを催す予定となっております。

進みまして、5番、その他ということで、先斗町歌舞練場において舞妓さんの踊りを鑑賞する舞子茶屋、また、8月6日には、八坂神社で冷泉貴実子氏の講演会とコンサートも例年同様開催する予定となっております。

以上で、私の方から七夕の説明を終了させていただきます。

○金田座長

鴨川納涼2019と「京の七夕」ですが、何かご質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。あるいは、ご注意いただくようなことは。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、議事の6番目です。鴨川四季の日についてです。説明をお願いいたします。

○安井（京都府建設交通部河川課課長補佐兼係長）

河川課の安井です。私の方からは、鴨川四季の日について報告させていただきます。座らせていただきます。

お手元の資料の6番をご覧ください。

鴨川四季の日の春の実施結果について報告させていただきます。

四季の日の春につきましては、平成31年3月24日（日）から4月7日（日）の期間で実施させていただきました。

まず1つ目が、第45回鴨川茶店ということで、4月6日と7日に実施しております。京都府としましては啓発ブース等を出展させていただいておりまして、鴨川条例とか、砂防の危険性であるとか、鴨川公園の紹介をさせていただいております。今年度は天気にも恵まれましたし、あと、台風で大きな被害が出ました桜の植え替えも終わった後ということで、かなり多くの方に来ていただいたという状況でございます。

次に、これはちょっと期間外になるんですけども、4月29日に第1回鴨川定例クリーンハイクが開催されました。第1回につきましては五条大橋から丸太町橋の間ということで、おおよそ255名の方が参加されたということでございます。

1枚めくっていただきまして、2ページ。

5月25日に第51弾の「鴨川探検！再発見！」を開催しまして、小学生と保護者の方、27名の方に参加していただいております。

次に、6月2日（日）に第2回鴨川定例クリーンハイクが実施されております。この第2回につきましては、海と日本プロジェクトin京都実行委員会というところが特別協賛ということで、海のごみの大半が川から出てくるごみということで、海ごみゼロというプロジェクトということで、今回特別に参加されております。

3ページ以降は、それぞれのイベントの状況の写真を付けさせていただいております。3ページ目は鴨川茶店、4ページ目は第1回のクリーンハイクの状況でございます。

5ページ目は「鴨川探検！再発見！」の状況でございます。一番最後、参加者が誤植で

間違っております。27名でございます。

6ページに、第2回の鴨川定例クリーンハイクの状況を付けさせていただいております。2段目、右側の方でちょっと見にくいんですけども、「ごみゼロ」という横断幕等をつけているのを見ていただけたと思います。

この辺はちょっと残念なことなんですけども、2段目の左側で、三条大橋ゲート付近の清掃ということで、手前に写っておられるのが京都市長さんになるんですけども、これまでから力を入れて清掃活動を続けていて、最近大分ごみがなくなった状態やったんですけども、この第2回のクリーンハイクの中で現場を見させていただいた時に、かなりまたごみが出ている状況が確認されたということでございます。

次に、7ページでございまして、四季の日の夏の取り組み予定でございまして。

今年度の夏の取り組みにつきましては、令和元年の7月28日（日）から8月18日（日）までの間を予定しております。その間に行います取り組みとしまして、まず1つ目が第52弾「鴨川探検！再発見！」ということで、今のところ7月28日（日）を予定しております。これは夏版ということで、鴨川の中にあります水辺の生き物観察や水質調査をやる予定としております。

次に、先ほど説明がございました鴨川納涼2019と「京の七夕」の催しが8月3日、4日で開催される予定でございまして。

これも期間外になるんですけども、9月1日（日）に第3回の鴨川定例クリーンハイクを実施予定となっております。

一番最後は、この第3回クリーンハイクの参加者募集のチラシを付けさせていただいております。

以上でございます。

○金田座長

ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

そういたしましたら、その他でございまして、事務局の方からご連絡があると思っておりますのでお願いします。

○青山（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

すいません、資料7をお願いいたします。

鴨川等に係る意見発表についてということで、公募メンバーの方には就任の際にお知

らせしておりますとおり、今年度、意見発表いただくこととしております。少し早いかもしれませんが、心づもりをお願いしたいということで、事前にアナウンスということでさせていただきますが、今回、下の方の四角のところにもありますけども、12月20日に予定しておりますが第47回と、第48回、3月25日にありますけども、その2回に分けて5名ずつの方をお願いしたいと思っています。名前も入れさせていただいております。それで、会議の時間の都合もありますので1人7分以内でお願いしたいということで、様式等は来週早々にも送付させていただきますが、11月8日までに事務局へ提出をお願いしたいと。一応の予定として、11月8日というのを締め切りにしたいと思います。

様式は例年同じ様式で、2枚目に付けていますし、3枚目には記入例という、簡単な記入例ですけども付けておりますので、準備というか心づもりをお願いしたいということで、お願いしたいと思います。

以上でございます。

○金田座長

例年、2年ごとをお願いをしている件でございます。どうぞよろしく申し上げます。

何かご質問はございませんでしょうか。

○田中

総合的なことでもいいですか。

○金田座長

これじゃなくて？

○田中

はい。これにですか。

○金田座長

これについて。

○田中

今の案件。

○金田座長

はい、どうぞ。

○田中

いや、総合的なことでもいいですか。

○金田座長

はい。

○田中

上流域の環境保全区域につきまして、何かその区域内における現状変更とか、もちろん盛り土とか、いろんな形で改変する場合の案件はここ数年あったのでしょうか、なかったのでしょうか。その辺のところはわかりませんか。知事への承諾を得るような案件、認可する、認可しないというような案件はございましたでしょうか。

○井上（京都府京都土木事務所施設保全室長）

ここ最近は聞いておりませんので、私の知る範囲ではございません。

○田中

ないですか。どうもすいません。

それから、1つ問題として、これだけ災害が増えるといろんな行政管理者の方も大変だと思うんですが、実は倒木の問題で、水陸移行帯といいますか、流域の保全地域にもやっぱり流木がある訳なので、その流木が前回のような台風で倒木となって川の方へ倒れるという時に、いつも河川管理は府であり、山地の、林地の方は市だという形で、なかなか後の市街の処理が難しいですよね。それは今もなおずっと続いている訳なので、この問題に関してはぜひ市と協調していただいて。でないと、また大雨が来たりしてその流木が下へ流されていくと、当然悪い結果を生むという現象が起きますので、これも1つ考慮していただきたいと思います。

それから、もう1点は、これはお願いなんですけど、今、鹿の被害が、何度も申し上げておりますが、北山一帯、他もそうでしょうけども、美山の方からもおいでの方もおられるんですが、京大の演習林もほとんど植生がなくなって、本当に荒涼たる風景になっている。北山もほとんど植生がなくて、大変なことになっている。北山のハイキングで登山者の方が来られるんですが、下草がなくなったり、クマザサがなくなったりすると、従来あった古道がどこにあるかわからない。その上に去年の倒木でまた道がわからなくなって、この冬から十数件の遭難があるんです。こういう状態というのはなかなかかわからないと思うんですが、生態系はもちろん大変な問題です。

前も申し上げましたけども、雨が降ったら、今まで植生が、下草がある程度高水をそこで防いでくれ、保水力もあったのが、全く植生がなくなると、土砂と一遍に川に流れる。そうすると、川の生態系というのがめちゃくちゃになりまして、河床が第一、砂で埋まっていますし、現に管理者の方も困っておられるように柵野のダムの堆砂率

はすごく速くなっています。こういうことになると、生態系に非常に問題が起きてくると。

それで、鹿の実態については、ほとんど今、どういうぐあいに被害が出たり、あるいは環境に影響を与えているかというのは非常に大きな問題なので、これは僕の要望なんですけれども、現在の鹿の被害実態の報告と、あるいは今後どういう対策を立てていくかというようなことで、担当者の方に一度来て報告していただけないかなと思っております。これはあくまでも要望ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○金田座長

森林の管理に伴う倒木の問題については非常に深刻ですので、私も以前に、つい数カ月前に府の職員の方と一緒に市の担当の職員と会いまして、情報交換をしてまいりました。市の方としてもいろいろ考えてくださっているんですけども、まず、林道に工事車両が入ると交通を遮断してしまうので、それは非常になかなか作業が難しい。遮断しないような所に車両を入れるということを基本的に考えながらやらないといけないのは非常に難しいというようなことも承りましたし、事実、その制約の中では始めていただいているんですけど、まだ完全に片づいている訳ではないと思ひます。非常に大変です。それから、まず地権者と連絡がとれないというケースも非常に増えていますので、非常に難しい問題です。鹿の問題は住民票がありませんからもっと大変なんですけども、鹿の問題も極めて深刻だというのは実態であるということは認識しております。事務局の方でまた、なかなかすぐデータは集まらないでしょうけれども、今のご要望をご考慮していただくようお願ひします。

それと、もう1件、私、次の会議でも議論をしていただきたいと思ひているんですが、鴨川の河川敷に昨年と今年度と2回にわたりましてキャンバスを広げるという試みが行われておりました。それについては、私個人に対して非常に不評の抗議の声が幾つも届いておりました、鴨川の景観に著しく大きくかかわるという点でもございますし、事務局の方に、資料を整理して次の時でも議論をしていただきたいというふうにお願ひをしております。ご承知かどうかわかりませんが、どうぞよろしくお願ひいたします。今日ではございません。次の時ぐらいに準備をしていただこうと思ひております。

というようなことで、本日、最後に意見表明のお願ひと、上流域の環境に関する総合的なお願ひと、それから、次回にキャンバスの掲示についての議論をお願ひしたいとい

うことと、そのあたりを最後にお伝えしておきたいと思います。

本日の準備しておりました議事は以上でございますが、何かお話しはございますでしょうか。

それでは、大変長時間にわたりましてありがとうございました。

次回はいつでしたかね。事務局にお返しいたします。よろしくお願いいたします。

○青山（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

金田先生、ありがとうございました。

次回は9月6日でございます。時間は13時30分からということで、場所は同じこの会場になります。

それでは、これをもちまして本日の予定を終了いたします。長時間熱心にご議論いただきましてありがとうございます。冒頭に申し上げましたが、回収資料につきましては机の上に置いていただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、どうもありがとうございました。

〔午後 4時01分 閉会〕